

桑名市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月16日

桑名市長 伊藤 徳 宇

桑名市規則第8号

桑名市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

桑名市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成16年桑名市規則第42号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「在職した」を「勤務した」に改め、同条第2項中「前条第2項の規定を準用する」を「前条第2項各号に掲げる期間に相当する期間を除算する」に改める。

第7条第2項中「在職した」を「勤務した」に改める。

第16条第2項第11号中「承認」の次に「又は勤務時間条例第17条の規定による子育て部分休暇の承認」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 令和8年6月に支給する勤勉手当に係る勤務期間の算定に関しては、この規則による改正後の桑名市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則第16条第2項第11号の規定は、この規則の施行の日以後の期間について適用し、同日前の期間については、なお従前の例による。